チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表 (かんがい排水事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のため に本事業を実施する必要性が認められること
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3.事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	費用便益比 1.0
4 . 農家(受益者)負担の可能性が十分であること。 (公平性)	所得償還率 0.4 又は 更新償還率 1.0
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6 . 事業の採択要件を満たし ていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・ 排水機場、調整地等を有する地区においては10年、 その他の地区においては7年を超えないこと

チェックリスト判定基準表 (かんがい排水事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項(有効性)	地域農業の生産性向上 ・農業経営の安定化が 図られる。	次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること ・用水改良による冷害防止,干害防止,水管理の適正化などによる単収増 ・畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上 ・排水改良による乾田(畑)化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上 ・関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減 ・作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化
	水利秩序の形成・再編 を実施し、水資源の有 効活用が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業用水を都市用水及び他種利用における転用可能な 水量が確保される。 ・地域用水機能が発揮される。
	健全な水循環の維持増 進、農村地域の環境保 全型資源循環の構築に 資する。	が策定されており、農業用用排水施設における水質浄化

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
制等に関す	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっ ている。
する事項	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、かつ受益者の大部分の同意 が得られている。
	施設の適切な維持管 理のための体制が整 備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打 ち合わせを行い、かつ合意に達している。
		施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係 者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等と の協議において基本的事項が確認されている。
	営農支援体制が整備さ れている。	営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等 が設立されている。
	農業振興計画等に位置 づけられた作物が導入 される計画となってい る。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・市町村等が作成する農業振興計画等に位置づけられた 作物の導入が図られる計画となっている。 ・野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物の 導入が図られる計画となっている。
	国営事業等関連する他 の公共事業との関連で 緊急性が高い。	国営事業等他の公共事業と連携を取るため早急に事業を 実施する必要があり、また、それら事業との調整が図ら れている。

	評価の内容	判定基準
事業内容や実施体	老朽化等による施設機 能低下や農業被害の発 生状況から、施設整備 の緊急性が高い。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
制等に関す	地元の事業推進体制が 整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する議決が得られている。 ・地域用水対策協議会が設立されている。
事項	高生産性優良農業地域 対策に基づく広域農業 農村整備促進計画に位 置づけられている。	同左
	都道府県や市町村が策 定する振興計画や農業 振興地域整備計画等に 位置づけがある。	同左
	その他農業農村に関する施策との調整が図られている。	同左

チェックリスト判定基準表(畑地帯総合整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のため に本事業を実施する必要性が認められること
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3.事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	費用便益比 1.0
4.農家(受益者)負担の可能性が十分であること。(公平性)	所得償還率 0.4 又は 更新償還率 1.0
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6 . 事業の採択要件を満たし ていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・ 排水機場、調整地等を有する地区においては9年、そ の他の地区においては6年を超えないこと

チェックリスト判定基準表(畑地帯総合整備事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成	地域農業の生産性向上、 農業経営の安定化が図 られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・生産基盤の整備による営農形態の転換・産地形成が図 られる計画となっている。 ・経営安定のための環境整備が実施される。
成する目標に関	担い手等の経営規模が 相当程度拡大する。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・担い手等への農地利用集積率が20%以上見込まれる。 ・担い手農家戸数が受益農家戸数に占める割合又は担い 手農家の経営面積が受益面積に占める割合が10%以 上である。
男する事項(有効性)	農地の高度利用が図ら れる。	地区の耕地利用率又は本地利用率が、事業実施前より向 上する。

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・他事業により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山 礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用す る計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられ ている。 ・その他
制等に関す	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっ ている。
する事項	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容及や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、かつ受益者の大部分の同意が得られている。
		施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打 ち合せを行い、かつ合意に達している。
		施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係 者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等と の協議において基本的事項が確認されている。
	営農支援体制が整備さ れている。	営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等 が設立されている。
	農業振興計画等に位置 付けられた作物が導入 される計画となってい る。	・市町村等が作成する農業振興計画等に位置付けられた
	国営事業等関連する他 の公共事業との関係で 緊急性が高い。	国営事業等他の公共事業と連携を取るため早急に事業を 実施する必要があり、また、それら事業との調整が図ら れている。

	評価の内容	判定基準
事業内容や実施体制等に関する事項	老朽化等による施設機 能低下や農業被害の発 生状況から、施設整備 の緊急性が高い。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・老朽化等により通水阻害等機能低下が生じており、農業被害が発生している。またはその恐れがある。 ・施設が未整備であるため、農業被害が発生している。 ・老朽化等により災害の危険性があり、早急に施設の整備を行う必要がある。 ・ここ数年の維持管理費が、以前と比較し増大している。
	地元の事業推進体制が 整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推 進に関する議決が得られている。
	高生産性優良農業地域 対策に基づく広域農業 農村整備促進計画に位 置づけられている。	同左
	都道府県や市町村が策 定する振興計画や農業 振興地域整備計画等に 位置づけがある。	同左
	その他農業農村に関す る施策との調整が図ら れている。	同左

チェックリスト判定基準表 (中山間地域総合整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	次の項目の全てに該当すること ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 ・生活環境基盤の整備が立ち遅れている地域である。 ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である。
2.技術的可能性が確実であること。	・関係法令(道路構造令、河川管理施設等構造令、建築 基準法、農地法、都市計画法等) 諸基準等(土地改 良事業設計基準等)に適合していること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	次の項目の全てに該当すること ・費用便益比 1.0 ・その他の効果について、定量的表現及び定性的表現に より、効用が明らかである。 ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数等)から みて、妥当なものとなっている。
4.農家(受益者)負担の可能性が十分であること。 (公平性)	次の項目の全てに該当すること ・所得償還率 0.4 (生産基盤がある場合) ・農家、市町村の事業費負担額、維持管理費の負担等に ついて、同意が確実である。
5 . 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が集落型においては6年、広域 連携型においては7年を超えないこと。
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目の全てに該当すること ・事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・事業により造成・改修される交流施設等の管理運営に関し、管理規定又は、管理規定(案)が設けられている。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用について全ての事業関係者に説明され同意が得られている。

チェックリスト判定基準表 (中山間地域総合整備事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項(有効性)	地域農業の生産性向上 が図られる。	・ほ場整備、農業用用排水路、農道等の農業生産基盤の 整備により農業生産性の向上が図られる。
	農業集落の定住条件(安全性、保健性、利便性、 快適性)の向上が見込 まれる。	・安全性については、災害時の避難地・避難路の確保、
	都市住民にも開かれた 個性豊かな地域づくり が実現される。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める。 ・UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している。 ・都市へのPR活動を積極的に行っている。(地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)としての受け入れ、その他広報活動)
	国土・環境の保全が図 られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・都市部住民が農地等の維持管理や保全活動へ参加している。 ・工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ・農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。

	項 目	判 定 基 準
事業内容や実施体制	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置付けられている。 ・その他
制等に関す	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	·
9る事項	住民参加のサークル活動や都市との交流イベントなどの活動により、地域の活性化に取り組んでいる。	・地域外交流を目的としたイベントが開催されている。 (姉妹都市交流も含む。)
	用地取得に係る権利関 係が調整されている。	必要となる用地に係る権利(所有権、抵当権等)の同意 が得られることが確実であること。
	地域住民が参加した計 画づくりが行われてい る。	集落道の整備等生活環境基盤の整備計画、活性化施設等 農村交流基盤の整備計画の策定に際し、集落懇談会等の 開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図 られていること。
	事業関係者、関係機関 と協議、調整が図られ ている。	施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、又、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。

	項 目	判 定 基 準
事業内容:	地元の事業推進体制が 整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推 進に関する決議が得られている。
や実施体制等	中山間地域総合振興対 策などのマスタープラ ンに位置づけられてい る。	
で関する事	都道府県や市町村が策 定する振興計画や農業 振興地域整備計画等に 位置づけがある。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整 備計画等に位置づけがあること。
項	高齢化、後継者不足及び若年層の流出などで、 農村の維持が困難になっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上である。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15~29歳の人口比率が15%以下である。 ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上である。 ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上である
	社会的インフラ整備の 遅れ等により、地域住 民が日常生活上の不安 や不便を感じている。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・災害時の安全性に問題がある。(避難地がない。消防 車等の通行に支障がある。等) ・防犯上の安全性に問題がある。(街路灯がない等) ・交通安全上問題がある。(転落の危険性がある。道幅 が狭く、歩道がない。等) ・保健衛生上問題がある。(飲用水が悪質である。廃棄 物処理が適切でない。等) ・利便性に乏しい。(主要公共機関までの時間距離が大 きい。通学路が狭い。等) ・快適性に乏しい。(道路条件が劣悪、子供の遊び場や 住民の憩いの場がない。等)
	生産基盤整備の遅れや 不利な地形条件などか ら耕作放棄地が発生し ている。もしくは、そ の発生が懸念されてい る。	・耕作放棄地の発生が全国平均以上である。(H12 農業 センサス:耕作放棄地率 5.1%) ・前年度に比べて耕作放棄地が増加している。

	項	目		判	定	基	準	
業内	の機能低	分に発揮され	・施設の機能低	た 下によ 整備す 数が経	り、破 る必要 過して	壊等の がある いる。)状況が)。	
施	緊急に整な要因が		次のいずれか 1 ・災害等への対 ・他事業との選 必要がある。	応を早	期に図	る必要	がある。	

チェックリスト判定基準表(農地環境整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	次の項目の全てに該当すること ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 ・生活環境基盤の整備が立ち遅れている地域である。 ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である。
2.技術的可能性が確実であること。	・関係法令(道路構造令、河川管理施設等構造令、建築 基準法、農地法、都市計画法等)諸基準等(土地改 良事業設計基準等)に適合していること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	次の項目の全てに該当すること ・費用便益比 1.0 ・その他の効果について、定量的表現及び定性的表現に より、効用が明らかである。 ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数等)から みて、妥当なものとなっている。
4.農家(受益者)負担の可能性が十分であること。 (公平性)	次の項目の全てに該当すること ・所得償還率 0.4 (生産基盤がある場合) ・農家、市町村の事業費負担額について、同意が確実である。
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6.事業の採択要件を満たし ていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目の全てに該当すること ・事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用について全ての事業関係者に説明され同意が得られている。

チェックリスト判定基準表(農地環境整備事業) 【優先配慮事項】

	評価の内容	判 定 基 準
事業で	地域農業の生産性向上 が図られる。	・ほ場整備、農業用用排水路、農道等の農業生産基盤の 整備により農業生産性の向上が図られる。
業で達成する目標に関する事項(有効性)	耕作放棄地に伴う悪影響の除去と優良農地の保全が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・耕作放棄地を公園や市民農園等に利活用する。 ・耕作放棄地もしくは耕作放棄されうる農地を植生による粗放管理等により適正に管理する。 ・基盤整備の実施により農地の流動化を促進することで、耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保を行う。
事業内容や実施体制	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置付けられている。 ・その他
高等に関する事項 -	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっていること。
	耕作放棄地を利活用するための方針が策定されている。	・市町村において、農業振興地域整備計画等により耕作 放棄地の復旧や農園などへの利活用のための方針が策 定されていること。(策定されている具体的方針名を 記述)

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項		次のいずれか1項目以上に該当すること ・都市部住民が農地等の維持管理や保全活動へ参加している。 ・工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ・農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。
	住民参加による集落管理(水路の草刈り等)が行われている。又は、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。	・農業施設の維持管理(樋門等の管理、農業用水路、農 道の草刈り等)及び農村生活環境施設の維持管理(集 落配水施設等の維持管理、集落排水、集落道の草刈り
	生産組織等による農地 の保全活動が地域全体 で行われている。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・優良農地における生産組織等への作業受委託の推進が行われている。 ・保全管理農地において生産組合等による共同管理が行われている。 ・保全管理区域の農地を利活用することにより、他地域との交流を図っている。
		施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係 者と調整が図られ、又、河川管理者、道路管理者等との 協議において基本的事項が確認されていること。
	中山間地域総合振興対 策などのマスタープラ ンに位置づけられてい る。	中山間地域総合振興対策などのマスタープランに位置づ けられていること。
	地元の事業推進体制が 整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推 進に関する決議が得られている。
		都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整 備計画等に位置づけがあること。

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施	生産基盤整備の遅れや 不利な地形条件などから耕作放棄地が発生し ている。もしくは、そ の発生が懸念されてい る。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・耕作放棄地の発生が全国平均以上である。(H12 農業 セ ンサス:耕作放棄地率 5.1%) ・前年度に比べて耕作放棄地が増加している。 ・5~10年後の耕作放棄地の発生が増大すると予想される。
体制等に関する	高齢化、後継者不足及 び若年層の流出などで、 農村の維持が困難にな っている。	・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65
事項	地域の土地改良施設等 の機能低下が著しく、 機能が十分に発揮され ていない。	・施設の機能低下により、破壊等の状況が著しく危険な
	緊急に整備すべき特別 な要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・災害等への対応を早期に図る必要がある。 ・他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する 必要がある。

チェックリスト判定基準表(地域整備関連総合整備事業、水田農業振興緊急整備事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のため に本事業を実施する必要性が認められること
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	費用便益比 1.0
4. 受益者負担の可能性が十 分であること。(公平性)	所得償還率 0.4
5 . 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・水田農業振興緊急整備事業においては採択に係る事業の工期が6年を超えないこと

チェックリスト判定基準表(地域整備関連総合整備事業、水田農業振興緊急整備事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に	農地の高度利用が図ら れる。	地区の耕地利用率又は本地利用率が、事業実施前より 10 %以上増加する見込みがある。
	労働生産性が相当程度 向上する。	地区の最も主要な作物の労働時間の短縮が図られる。 ・水稲であれば事業実施後に 25hr/10a 以下となる見込みがある。 ・その他の作物が主であれば 50 %以上短縮される見込みがある。
関する事	担い手の経営規模が相 当程度拡大する。 -	担い手の経営農地面積が概ね40%以上増加し、かつ、 担い手の経営農地面積が地区内全農地の25%以上と なる見込みがある。
項(有効性)		麦・大豆・飼料作物の延べ作付け面積が地区水田面積の 25 %以上を占める見込みがある。
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっ ている。
	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形	関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が 95 %以 上である。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	施設の適切な維持管理 のための体制が整備さ れている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打 ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的 事項が確認されている。
	営農支援体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・水田農業推進協議会に当該土地改良区等が参画している。 ・農協、普及センターを含めた営農支援体制が整っている。
	野菜指定産地、果樹濃 密生産団地指定を受け た作物が導入される計 画となっている。	同左
	国営事業など他の公共 事業との関連で緊急性 がある。	国営事業など他の公共事業(かんがい排水事業や道路事業、河川事業等)と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある。
-	地元の事業推進体制が 整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会にお いて事業推進に関する決議が得られている。
	すべての更新施設が耐 用年数以上となってい る。	同左
	農業生産総合対策事業 と連携している。	土地利用型農業推進協議会(産地協議会)が設立され、 当該地区を含む地域についての土地利用型作物の生産振 興等について検討が行われている。
	高生産性優良農業地域 対策に基づく広域農業 農村整備促進計画に位 置づけられている。	同左
	市町村が定める農業振 興地域整備計画に事業 内容が位置づけられて いる。	同左

チェックリスト判定基準表

(農道整備事業、農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	・地域の発展阻害要因が明らかであり、その解消のた めに本事業を実施する必要性が認められること
2 . 技術的可能性が確実であること。	次の項目の全てに該当すること ・工法は妥当性のあるものであること ・関係法令、基準等に適合していること
3.事業の効率性が十分見 込まれること。 (効率性)	次の項目の全てに該当すること ・計画交通量が農業交通を主としていること(農道環境整備事業を除く) ・貨幣換算可能な効果については、 費用便益比 1.0(農道環境整備事業を除く) ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること
4 . 受益者負担の可能性が 十分であること。(公平性)	次の項目の全てに該当すること ・市町村の事業費負担金について、同意が確実であること ・農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4
5 . 受益地の設定が適切であること。	次の項目の全てに該当すること ・受益地の設定が農振地域(一般農道整備事業は農振 農用地)に指定されていること。 ・受益地の設定が営農流通上一体的に取り扱う範囲で あること
6 . 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
7.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が広域営農団地農道整備事業においては9年、一般農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、農道環境整備事業においては6年を超えないこと
8.維持管理について同意 が得られていること。	・維持管理について予定管理者の合意が得られている こと

チェックリスト判定基準表

(農道整備事業、農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項(有効性)	農業生産の近代化が図 られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。(農道環境整備事業を除く) ・農道の整備により、機械化農業が推進されること。 ・農業交通の時間短縮により営農通作の効率化が図られること。
	農業生産物の流通の合 理化が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 (農道環境整備事業を除く) ・農産物の集出荷等に係る輸送時間が短縮され、流通 の合理化が図られること。 ・農道の整備により農産物の荷痛みが改善される計画と なっていること。
	農村環境の改善に資する。	農村集落の定住条件(安全性、保健性、利便性、快適性)の向上について、次のいずれか1項目以上に該当すること。(農道環境整備事業を除く)・生活環境の整備と農道事業との関連が農業振興地域整備計画等に位置づけられていること。(安全性:防災、防火、交通安全等、保健性:ゴミ処理、ふん尿処理等、利便性:交通通信等、快適性:交通条件の改善による地域環境の向上等について記載)・計画路線に近接して福祉施設や公共施設があり、施設利用者の利便性向上が図られる計画となっていること。・地元自治会や学校等から現道の管理者に対する安全性確保対策等の要望に沿った事業計画となっていること。

評価の内容		判 定 基 準
	既設農道の更新整備や機能強化が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 (農道環境整備事業のみ) ・既存農道の老朽施設の危機管理対策又は交通安全対策が講じられ、農道の安全性が向上する計画となっていること。 ・既存農道の路面の改良、勾配修正、駐車場整備等により営農通作、流通合理化が図られる計画となっていること。 ・農道の周辺環境の美化、生態系保全に資する施設の整備を計画していること。
	都市と農村の交流の促 進が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。(農道環境整備事業を除く) 農道の整備と関連づけて、 ・市町村等において農産物の直売所、農業体験施設等 の整備や利活用拡大を計画していること。 ・その他
事業内容	農村地域における就業 機会の確保に資する計 画となっている。	・地場産業の育成及び企業誘致等に関して農道の役割 が市町村等の策定する地域のマスタープランに位置 づけられていること。
容や実施体制等に関す	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、 火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となって いること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用 する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけら れていること。 ・その他
多事項	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとな っている。
	用地取得に係る権利関 係が調整されている。	次の項目の全てに該当すること。 ・農道敷地の用地取得の必要がある場合は、地権者から概ね同意が得られていること。 ・計画路線を活用する予定の農業用施設の新設計画がある場合、当該用地について用地取得が完了している又は取得に関して地権者から概ね同意が得られていること。

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制な	事業関係者、関係機関 と協議、調整が図られ ている。	
	関係市町村及び受益農 家に対する合意形成が 図られている。	・関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意 が得られていること。
等に関する	国営事業等関連する他 の公共事業との関連で 優先性、緊急性が高い。	・国営事業等他の公共事業と連携を取るため早急に事業を実施する必要があり、また、それら事業との調整が図られていること。
9事項	市町村が定める農業振 興地域整備計画に事業 内容が位置づけられて いる。	同左
	高生産性優良農業地域 対策又は中山間地域等 総合振興対策に位置づ けられている。	・高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画又は中山間地域等総合振興対策に基づく 地域別振興アクションプランに位置づけされている。
	地元の事業推進体制が 整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	緊急に整備すべき特別 な要因がある。	・施設の機能低下、安全対策等から判断して早急な事業 実施が必要であること。

チェックリスト判定基準表 (地域用水環境整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域農業の発展及び農村地域の発展の観点から本事業を 実施する必要が認められること
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3.事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること
4. 地元負担の可能性が十分 であること。(公平性)	事業による費用負担について、地元の同意が得られてい ること
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6 . 事業の採択要件を満たし ていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準 の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと

チェックリスト判定基準表 (地域用水環境整備事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標	地域用水機能が発揮され、農村地域の生活空間の質的向上が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・地域用水機能を発揮させる次の機能を有する施設整備が計画されている。 景観・生態系保全機能、親水機能、生活用水機能、防火用水機能、消流雪用水機能、水質浄化機能等 ・文化財としての価値を有する土地改良施設が、その歴史的価値に配慮しつつ適切に保全される計画となっている。
標に関する事	地域一体となった農業 水利施設の維持管理が 行われる。	事業実施後の農業水利施設の維持管理について、関係者 (都道府県、市町村、土地改良区、農業者、地域住民) 間での調整がなされ、維持管理について、地域住民も参 加する取組が計画されている。
事項 (有効性)	農業水利施設の機能が 維持増進され、農業生 産性の向上、農業生産 の維持・増大等農業水 利施設の持つ本来の機 能が発揮される。	同左
事業内容や実施体制	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
制等に関す	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっ ている。
する事項	地域住民の意向が反 映された計画となって いる。	計画策定に地域住民の意見を反映させている。

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施	事業関係者、関係機関 と協議、調整が図られ ている。	施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係 者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等と の協議において基本的事項が確認されている。
	地域の開発計画等との 調整が図られている。	地域が策定している開発、振興、防災、環境保全などに 関する計画と調整されている。
施体制等に		他の公共事業(河川事業等)との連携を取るため早急に 事業を実施する必要がある。
に関する事項	施設の機能低下の状況 から判断して施設整備 の緊急性が高い。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・施設の崩壊等による危険度が高い。 ・施設の耐用年数が経過している。 ・ここ数年の維持管理費用が以前と比べて飛躍的に増大している。
	地元の事業推進体制が 整っている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。 ・地域用水対策協議会が設立されている。
	緊急に整備すべき自然 的、社会的、歴史的な 要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・法令、文献等に記載された貴重な生物が存在する。 ・魚道が設置されておらず、早急に設置する必要がある。 ・過去10年間に水不足や湛水、湿害の被害があった。 ・地震災害発生時における消防水利及び生活水利対策がなされていない。 ・歴史的施設として保存する必要がある。
	その他農業農村に関す る施策との調整が図ら れている。	同左

チェックリスト判定基準表 (農業集落排水資源循環統合補助事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	次のいずれかに該当すること 1.生活雑排水の流入による農業用水の水質悪化が農作物 生産に被害を与えており、事業により農業用用排水の 水質保全、農業用用排水施設の機能維持が図られ、生 産性の高い農業の実現に寄与すること 2.事業実施により、都市に比べ立ち遅れた農村の生活環 境改善し、活力ある農村社会の形成に寄与すること 3.事業実施により、農村地域における資源循環の促進が 図られること
2.技術的可能性が確実であること。	地域条件、経済性等を十分考慮し、技術的に実現可能 な路線計画、施設計画及び維持管理計画となっている こと
3.事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	費用便益比が1以上あること。 (機能強化地区は対象外。「-」とする。)
4.受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	一般・緊急地区の場合すべてに該当すること 1.施設の管理主体、管理方法及び建設事業費に係る受益者負担金がある場合は受益者の同意が得られている。または、当該市町村で負担金徴収条例が定められていること 2.水洗便所への改造等、家庭内設備の整備について供用開始後、速やかに実施するよう受益者の同意が得られていること (資源循環施設を単独で整備する地区は対象外。) 機能強化地区の場合 1.受益者負担がある場合は受益者の同意が得られていること こと

【必須事項】

項目	判 定 基 準
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6.事業の採択要件を満たしていること。	一般・緊急地区の場合すべてに該当すること 1.主として連続した農業集落の領域であって、社会的、歴史的、地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏域、住民の意識等から見て一体と考えられる区域を対象として決定していること 2.受益戸数は概ね20戸(北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては10戸)以上である。また、汚水処理施設の計画人口が1000人を上回る場合は下水道部局との協議を了していること 3.整備計画において合併浄化槽との比較や隣接する地区がある場合の接続等について経済性を含めた検討を行い、受益者の理解を得た上で処理区の決定を行っていること
	機能強化地区の場合 事業費が200万円以上で次のいずれかに該当すること 1.維持管理が適切に行われているものであって、供用開始後7年以上経過していること 2.供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理 水の水質基準の強化等、集排施設を取り巻く条件又は 環境の変化が認められること 採択に係る事業の工期が6年を超えないこと

チェックリスト判定基準表 (農業集落排水資源循環統合補助事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業	生産基盤が整備されて おり、農業用排水の水 質保全により生産性の 高い農業が期待できる。	ほ場整備率(30a以上の区画整備率、ただし中山間 地域は20a以上の区画整備率)が県平均値より高く、 事業により農業被害が解消できる。
で達成する目	農業後継者の定住促進 が期待できる。	いずれかに該当すること。 1.農家率が50%以上である。 2.地区内の農業就業者人口が減少傾向でない。 3.農地の集約化、大型化が図られている。
標に関する事	水質改善が特に重要な 課題となっている地域 で水質の改善に資する。	
項(有効性	処理水の再利用を行い 水資源の有効活用が図 られる。	地区内又はその隣接地域で処理水を農業用水、雑用水 等として具体的に再利用する計画がある。
性)	汚泥の農地還元等、有 機性資源の循環利用が 図られる。	汚泥を農地還元するなど、具体的に有効利用する計画 がある。
事業内容	地域住民も参加する維 持管理体制について合 意形成が図られている。	草刈り、清掃等の日常管理について、住民参加の管理 について合意形成が図られている。
容や実施体制等に関する事項		いずれか1項目以上に該当すること。 1.他事業により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山 礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 2.本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用す る計画となっている。 3.共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置付けられ ている。 4.その他

【優先配慮事項】

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施	家庭からの繋ぎ込み促進に関する取り組み がなされている。	いずれかに該当すること。 1.市町村条例等で繋ぎ込み促進について規定している。 2.繋ぎ込み促進のため、宅内配管のための積み立てが行われている。 3.市町村が受益者に対し資金の融通、斡旋等、支援体制が整っている。
施体制等に	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっ ている。
関する事	関連する他事業との調整が図られている。	周辺にある他の汚水処理施設整備事業との調整(下水道との接続に係る経済比較、調整等)が十分行われており、調和のとれた事業計画となっている。
項	農業農村整備事業管理 計画に位置づけられて いる。	
	法令、連携計画等によって、事業促進について配慮することとなっている。	1.水特法、成田財特法等、他の法令等で事業促進に配慮
	既施設の老朽化、既処 理範囲内の予想しがた い人口の変化等により、 施設の改築の緊急性が 高い。	1.施設の著しい老朽化

チェックリスト判定基準表(農村振興総合整備事業,農村振興総合整備統合補助事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	・地方公共団体が策定する農村振興基本計画又はこれに 準ずる計画に基づき、農村振興の目標を達成するため、 本事業の実施が必要とされていること
2.技術的可能性が確実であること。	・関係法令(道路構造令、河川管理施設等構造令、建築 法、農地法、都市計画法等) 諸基準(例えば、土地 改良事業設計基準)等に適合していること
3.事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	次の項目のすべてに該当すること ・貨幣換算可能な効果については、費用便益比が 1.0 以上であること ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数、比較案等)からみて、妥当なものとなっていること
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。(公平性)	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なことこれに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと・所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること (農村振興地域情報基盤整備事業及び農村新興都市交流 基盤整備事業のうち生産緑地地区において行うものは対象外。「-」とする。)
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準 の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること ・事業により整備する施設の維持管理方法(維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制)が定められることが確実であること

チェックリスト判定基準表(農村振興総合整備事業,農村振興総合整備統合補助事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で	農業生産性の向上が図 られる。	・ほ場整備、農業用用排水路、農道等の農業生産基盤の 整備により農業生産性の向上が図られる。
・達成する目標に関する事項(有効性)	農業生産活動条件の改 善が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。 ・高度情報通信基盤の整備による地方公共団体、土地改良区等のネットワークの構築が推進され、生産出荷の管理調整等による効率化が図られる。
	地域の生活環境の向上が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備により魅力のある地域環境が形成される。 ・農村地域の歴史的な農業水利施設や伝統的な農村景観の保全が図られる。 ・バリアフリー化や在宅福祉の支援など高齢者・障害者が安全に安心して生活ができる環境の向上が図られる。 ・宅地の供給や集落農園、緑地等の居住環境を整備し農村居住者及び農村部へのUJIターン者の定住環境の向上が図られる。 ・農村地域の、農産廃棄物、生ごみ、農業集落排水汚泥等が適正に処理されて農村環境の保全が図られる。 ・農村地域の、農産廃棄物により地域情報の集積・共有・利活用により地域の活性化が図られる。 ・農村地域の、集落内交通の確保及び集落内の雨水、汚水の排除、飲用水の確保、地域防災の確保等の基礎的な生活環境の向上が図られる。
	地域の雇用創出が見込 まれる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・用地、連絡道等の基盤整備を通じて、地域特性を活かした産業の新たな展開が見込まれる。 ・都市との交流が促進され、地域生産物の販売の増加等により地域経済の拡大が見込まれる。

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他の事業等で発生した資材(建設副産物、籾殻、火山 礫、おがくず等)を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
等に関する	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	
事項	用地取得等に係る権利 関係が調整されている。	・必要となる用地に係る権利(所有権、抵当権等)の同 意が得られることが確実なこと。
	地域住民が参加した計 画づくりが行われてい る。	・集落懇談会の開催及びワークショップによる住民点 検、整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関 与する取り組みが図られていること。
	本事業に関連し,男女 共同参画の促進に資す るための取り組みをし ている。	・事業の計画段階において男女の意見が平等に反映されるよう、事業推進協議会等に女性を集落の代表として参加させるなど、男女共同参画への取り組みが行われていること。
	事業関係者、関係機関 との協議、調整が図ら れている。	
	住民参加による集落管理(水路の草刈り等)が行われている、又は、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。	・農業施設の維持管理(樋門等の管理、農業用水路、農 道の草刈り等)及び農村生活環境施設の維持管理(集 落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体	農業生産基盤の整備が 相当程度進んでいるか, または、その見込みが ある地域である。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に調っている、又は当該事業により達成可能であること。 ・当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。
制等に関する事項	地元の事業推進体制が 整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会等が設立されていること。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・地域づくり活動を行う地域づくり活動員の養成やボランティア団体(NPO等)が設立されている又は設立される見込みであること。
	都道府県や市町村が策 定する振興計画や農業 振興地域整備計画等に 整備される施設等が位 置づけられている。	同左
	緊急に整備すべき特別 な要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・他の事業との連携を図るため,早急に事業を実施する 必要があること。 ・施設機能の低下により破損等の状況が著しく、早急に 整備する必要があること。
	むらづくり維新対策と して実施される。	むらづくり基盤整備事業(コア事業)として実施される こと。
	情報基盤整備を進める 上で条件が不利である。	高速インターネットサービスの点で地理的格差条件が不利であること。 (地域情報基盤整備を選択していない場合は対象外。 「・」とする。)

チェックリスト判定基準表(集落基盤整備事業,集落地域整備統合補助事業)

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・適正な土地利用を実現し、優良な農地の保全、創出を図る必要があること。 ・生活環境基盤の整備が必要とされていること。これに加え、生産基盤の整備を実施する場合は、次の条件を満たすこと。 ・生産基盤に関する整備による営農改善が必要とされていること。
2.技術的可能性が確実であること	・関係法令(道路構造令、河川管理施設等構造令建築法、 農地法、都市計画法等) 諸基準(例えば、土地改良 事業設計基準)等に適合していること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については,費用便益比が 1.0 以上であること。 ・その他の効果については,定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数、比較案等)からみて、妥当なものとなっていること。
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。(公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村等が負担する事業費負担金について同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の条件を満たすこと。 ・所得償還率 0.4
5 . 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6.事業の採択要件を満たし ていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準 の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること ・事業により整備する施設の維持管理方法(維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制)が定められることが確実であること

チェックリスト判定基準表(集落基盤整備事業,集落地域整備統合補助事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で	農業生産性の向上が図 られる。	・ほ場整備、農業用用排水路、農道等の農業生産基盤の 整備により農業生産性の向上が図られる。
達成す	農業生産活動条件の改 善が図られる。	・農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環 境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。
9る目標に関する事項(有効性)	事業により、農業集落 の定住条件(安全性、 保健性、利便性、快適 性)の向上が見込める。	・安全性については、災害時の避難地・避難路の確保、
	事業により、農地のス プロール的なかい廃が 抑制される等、適正な 土地利用が見込める。	

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他の事業等で発生すた資材(建設副産物、籾殻、火山 磯、おがくず等)を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置付けられていること。 ・その他
に関する	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとな っている。
事項	用地取得等に係る権利 関係が調整されている。	・必要となる用地に係る権利(所有権,抵当権等)の同 意が得られることが確実なこと。
	地域住民が参加した計 画づくりが行われてい る。	・集落道の整備等生活環境基盤の整備計画に際し、集落 懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する 取り組みが図られていること。
	事業関係者、関係機関 との協議、調整が図ら れている。	・施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
		次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業施設の維持管理(樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等)及び農村生活環境施設の維持管理(集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等)が、地域住民の参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。
	農業生産基盤の整備が 相当程度進んでいるか, または,本事業により 整備される計画がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に整ってい、又は当該事業により達成可能であること。 ・当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。

	評価の内容		判	定	基	準	
事業内容や宝	地元の事業推進体制が 整備されている。	次のいずれか1 ・事業推進協議 ・地区内各土地 進に関する決 ・地域用水対策	会が設 2改良区 !議が得	立され の総会 られて	ている 又は総 いるこ	こと。 代会にお と。	
実施体制等に	都道府県や市町村が策 定する振興計画や農業 振興地域整備計画等に 位置づけがある。	同左					
に関する事項	緊急に整備すべき特別 な要因がある。	次のいずれか 1 ・災害等への対 ・他の事業との 必要があるこ ・施設の機能低 整備する必要	応を早 連携を と。 下によ	期に図図るたり破損	る必要 :め、早	があるこ 急に事業	を実施する

チェックリスト判定基準表 (田園整備事業)

項 目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	次の項目の全てに該当すること ・独特な農業開発の歴史、農村伝統文化、農村景観等を有する地域であること ・地域の農村伝統文化・景観等の保全が地域住民、都市住民双方にとって必要であること ・地域の農村伝統文化・景観等を活用した地域活性化の取組みが必要とされていること
2.技術的可能性が確実であること。	・関係法令、基準等に適合していること
3.事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	次の項目の全てに該当すること ・貨幣換算可能な効果については費用便益比 1.0(貨 幣換算可能な効果がある場合のみ) ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現 により、効用が明らかであること ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数等)から みて、妥当なものとなっていること
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。(公平性)	次の項目の全てに該当すること ・市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと ・土地改良法に基づく事業にあっては 所得償還率 0.4(農家負担がある場合のみ)
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6 . 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準 の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目の全てに該当すること ・事業により整備される施設の維持管理主体が決定していること ・事業により整備される施設の維持管理方法(維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則,日常管理の住民の協力体制)が定められることが確実であること

チェックリスト判定基準表(田園整備事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成	農村の有する豊かな自 然、伝統、文化等の多 面的機能が再評価され る。	これらを活用した整備計画となっていること。
する目標に関	農村に存する伝統的農 業施設及び美しい農村 景観等の保全、復元が 推進される。	(田園空間整備事業のみ)
する事項(有効性	地域の新たな人の流れ の創造に資するみちの 整備が推進される。	
性)	都市との共生の推進に 資する。	・事業実施により、地域の自然、伝統文化、景観等が都 市住民等に紹介、利用される計画となっていること。
	田園散策の道等が整備 されることにより、各 施設が有機的に連携さ れ、来訪者の田園体験 の充実に資する。	・田園散策の道等が各展示施設を有機的に結び付ける計 画となっていること。
	地域の特産物を活用し た活性化が図られる。	本事業に関連して次のいずれか1項目以上の計画があること。 ・伝統的特産物の生産又は加工生産の拡大計画があること。 ・伝統的特産物の販売拡大の計画があり、当該事業計画区域に販売拠点が新設又は拡充される計画があること。 ・伝統的特産物を扱う朝市等の拡大の計画があること。・伝統的特産物や郷土料理の体験等の拡大を計画していること。

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等	地域として一体性を有 する複数の市町村の連 携による事業を計画し ている。	次の項目の全てに該当すること。 ・共通の農業文化を有する複数市町村の範囲で田園整備構想が作成されていること。 ・計画内容が、田園整備構想と整合していること。 ・県が主体となって各市町村の調整を図り,事業を推進する計画となっていること。 ・田園交流基盤整備事業にあっては、田園空間整備事業と実施内容が調整された計画となっていること。
等に関する事項	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	
	事業関係者、関係機関 と協議、調整が図られ ている。	・施設所有者、消防関係者、河川管理者、漁業者、文化 財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、 道路管理者等との協議において基本的事項が確認され ていること。
	地域の伝統文化・景観 の保全に関し、地域住 民や有識者の意見を反 映した整備計画となっ ている。	ケートや座談会、又は有識者を含む検討会等を踏まえ

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関	地域の修景、美化活動、 伝統文化の伝承、農業 体験や農村生活体験の 活動及び施設の維持管 理について地域住民や 都市住民等の参加が計 画されている。	田園空間博物館の運営に際し、次のいずれか1項目以上について地域住民や都市住民の参加が計画されていること。 ・植栽、花づくりなどの修景活動や清掃、草刈り等の美化活動 ・伝統的な祭礼等の後継者の確保 ・田植、稲刈り、乳搾り等の農業体験活動のインストラクターやボランティア ・伝統的な農村の暮らしや遊び体験、昔話、昆虫採集、植物観察等のガイドやボランティア ・整備される施設の維持管理(清掃、草刈りや補修作業及び施設管理、ガイド等)
する 事項	用地取得等に係る権利 関係が調整されている。	・用地取得に関して地権者から概ね了解が得られていること。
坎	農業生産基盤の整備が 相当程度進んでいるか、 または、その見込みが ある地域である。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に調っている、又は当該事業、関連事業等により達成可能であること。 ・生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。
-	都道府県や市町村が策 定する振興計画や農業 振興地域整備計画等に 位置づけがある。	同左
	地元の事業推進体制が 整備されている。	・事業推進協議会が設立されていること。
	緊急に整備すべき特別 な要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・施設の機能低下により早急に整備する必要があること。 ・他の事業と連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。

チェックリスト判定基準表(農地防災事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のため に本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3.事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	費用便益比 1.0
4.地元負担の可能性が十分 であること。(公平性)	所得償還率 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5 . 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム新設においては10年、 公害防除特別土地改良においては9年、中山間防災に おいては6年、ため池(一般)、保全整備においては 5年、その他においては7年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表(農地防災事業)

	評価の内容	判 定 基 準
事業で	農業経営の安定が図ら れる。	農作物の被害が防止または軽減されること。
達成する	農用地・農業用施設へ の被害が防止または軽 減される。	
る目標に関	一般・公共施設等にお ける被害の防止または 軽減が図られる。	事業を実施することにより、農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への2次的被害が防止または軽減されること。
する事項(有効性)	人の健康や生活環境へ の被害が防止または軽 減される。	事業を実施することにより、農業関係のみならず、人の健康が損なわれる恐れのある農作物の生産や、水質、悪臭等の被害が防止または軽減されること。
事業内容や実施体制	コスト縮減について具 体的に配慮した計画と なっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置付けられている。 ・その他。
制等に関する事項	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっ ている。
	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が95%以上であること。

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容	施設の適切な維持管理 のための体制が整備さ れている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打合せを行い、かつ合意に達していること。
台や実施	法律・条例等に位置づ けられた地域である。	事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること。
心体制等に		施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的 事項が確認されていること。
に関する事	国営事業など他の公共 事業との関連で緊急性 がある。	国営事業など他の公共事業(かんがい排水事業や道路事業、河川事業等)と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること。
項	地元の事業推進体制が 整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。
	過去に災害が発生し、 農業被害があった。	同左。
	機能低下が甚だしく維 持管理費が極端に増加 している。	ここ数年の維持管理費が以前に較べて飛躍的に増大していること。
	都市化・混住化が進展 している地域である。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業地域類型の都市的地域であり、かつ人口が増加している。 ・受益地にしめる非農家が半分以上である。
	対策または中山間地域	高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランに位置づけられていること。

評価の内容	判 定 基 準
都道府県等に本事業と 関係のある防災等に関 する計画がある。	都道府県等における防災計画等に位置づけられていること。
市町村が定める農業振 興地域整備計画に事業 内容が位置付けられて いる。	同左。

チェックリスト判定基準表(地すべり対策事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を 防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の 安定に資することが認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3.事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (B/Cが1.0以上)
4.農家負担の可能性が十分 であること。(公平性)	(関連工事) 所得償還率 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金 について受益者の合意を得ていること。
5 . 地すべり等防止法及 び事業実施要綱等に適 合していること。	` ```

チェックリスト判定基準表(地すべり対策事業)

	 評価の内容	判 定 基 準
事業で達成・	地すべり防止工事を 実施することによ り、農地・農業用施 設の被害が除去また は軽減される。	
する目標に関する事項(有効性)	地すべり防止工事を実施することにより、非農業部門の被害が除去または軽減される。	非農業部門の被害軽減評価額が見込まれていること。
事業内容や	地すべり防止工事に よる効果のうち、農 業関係の割合が高 い。	
実施体制	事業費の経済性、効 率性が十分確保され ている。	
等に関する	コスト縮減について 具体的に配慮した計 画となっている。	地すべり防止工事計画から判断して、計画内容 にコスト縮減や新技術の導入等を含み、事業費の 経済性や効率性に資する計画となっていること。
事項	当該事業が環境との調 和に配慮したものであ ること。	

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容	関連する他事業との 調整が図られてい る。	他事業との調整状況の把握により判断する。
台や実施	他事業との関連で緊 急性がある。	他事業との工程調整等により実施時期として緊 急性があるか判断する。
心体制等に関する事	関係市町村及び受益 者に対して事業目 的、工事計画等につ いて十分な説明を行い、事業施行に係る 合意形成が図られて いる。	市町村、受益者等の事業実施に関する意向確認で判断する。
項	(防止工事) 保全対象施設に、人 家、災害弱者関連施 設や公共施設等重要 な施設が含まれてい る。	
	過去に地すべりや土 砂災害が発生し、農 業被害等があった。	過去10カ年の地すべりや土砂災害等の被害実績(地すべり防止工事基本計画の基礎資料)や災害復旧事業の実績のうち、農業被害等が含まれること。
	地すべりの兆候から 判断して緊急に対策 を講ずべき地域であ る。	変動状況、湧水の状況等から判断して、地すべり
	都道府県・市町村に 本事業と関連のある 防災に関する計画に 位置づけされている か、また今後予定が ある。	同左
	(関連工事) 地すべりによる2次 被害の増大を排除し ている。	用排水施設等の整備が計画されていること。
	土地利用を合理化することにより、地すべりによる被害を軽減している。	農道の整備や区画整理等が含まれていること。

チェックリスト判定基準表 (補助海岸事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の 低下等により事業の必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3.事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	費用便益比 1.0
4 . 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
5 . 事業の採択要件を満たし ていること。	・海岸法及び事業実施要綱・要領等の規定要件を満足すること。

チェックリスト判定基準表(補助海岸事業)

	評価の内容 判 定 基 準	
事業で	海岸災害等からの被災 者の減少が見込まれる。	防護(浸水及び侵食)地域内で被災を受けるおそれのある住民数が事業実施により減少する見込みがあること。
達成する	海岸災害等からの被害 面積の減少が見込まれ る。	浸水地域の範囲が事業実施により減少する見込みがあること。
る目標に関する事項(有効性)	海岸侵食から国土消失 面積の減少が見込まれ る。	事業実施により侵食地域が減少する見込みがあること。
事業内容	海岸事業による効果の うち、農業関係の割合 が高い。	全体効果のうち、農業関係の効果がおおむね50%以上であること。
や実施体制等に関	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか1項目以上該当すること。 ・他事業等により発生した資材(建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
する事項	事業費の経済性、効率 性が十分確保されてい る。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっ ている。

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施	過去災害による農業被害等が、発生するなど、 今後も地域の自然・地 形条件により、災害発 生の危険性が高い地域 となっている。	
心体制等に関す	防護区域内に重要な一般・公共施設等がある。	人家、病院、老人ホーム、身障者施設又は国道、県道、 鉄道、空港、官公署、あるいは、団地規模が概ね 20ha 以上で、かつ高性能な機械による営農が可能な土地条件 を備えているか、整備して備え得る農地が防護区域内に あること。
する事項	海岸保全施設の安定度 が低下している	事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の 変状が発生していること。
坦	耐震対策の計画がある。	耐震設計に基づく計画が策定されていること。
	他事業との関連で緊急 性がある。	他の公共事業(治山事業や漁港修築事業等)等と連携を とるため早急に事業を実施する必要があること。
	地域住民に対し、事業 計画の内容等について 説明を行い、事業施工 に係る合意形成が図ら れている。	地域住民への公聴会等により計画が周知されていること。
	都道府県及び市町村に 本事業と関連のある防 災に関する計画がある。	·

チェックリスト判定基準表(基盤整備促進事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のため に本事業を実施する必要性が認められること
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3.事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	費用便益比 1.0 または事業費所得指数 基準指数 上記によりがたい場合は、定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見 込まれること
4.地元負担の可能性が十分 であること。(公平性)	所得償還率 0.4または事業費所得指数 基準指数 上記によりがたい場合は、受益農家、市町村の負担金に ついて同意が得られていること
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること

チェックリスト判定基準表 (基盤整備促進事業)

優先配慮事項については、基幹となる工種が該当する県営事業の優先配慮事項を使用することとする。

チェックリストの種類は、経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業の3種とする。

チェックリスト判定基準表 (草地畜産基盤整備事業)

項目	判定基準
1 事業の必要性が 明確であること (必要性)	次の条件を満たすこと ・市町村酪肉近代化計画が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること ・市町村飼料増産推進計画が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること
2 技術的可能性が 確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道 府県の技術指標に適合した技術であること ・新技術を導入する場合は、県、市町村等の機関の指導・協力体制が 整っていること
3 事業の効率性が 十分見込まれるこ と (効率性)	次の条件を満たすこと ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか又は整備されることが確実と見込まれること ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること
4 農家負担の可能 性が十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され(見込み含む) その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られる
6 事業の採択要件 を満たしているこ と	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・農用地開発事業実施要綱及び草地開発整備事業実施要領(担い手育成草地整備改良事業にあっては、同事業実施要綱及び要領)に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する	畜産経営の生 産性の向上、安 定的・持続的発 展が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとの経営規模(飼料基盤面積、飼養頭数等)の拡大が図られる ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとの作業効率が向上し、省力化が図られる ・後継者の確保(公共牧場にあっては、経営の安定的発展)が見込まれる
9目標(有効性)	自給飼料生産基 盤の拡大並びに飼 料自給率の向上が 図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体ごとに飼料自給率(公共牧場の整備を行う場合 にあっては、地域の飼料自給率)の向上が見込まれる ・事業実施により、飼料の収量増加又は作付面積の拡大が図られ る ・総事業費に占める基本施設整備の事業費割合が高い
	担い手農家の育 成、経営規模の拡 大が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体に占める担い手農家(認定農業者等)の割合が高い ・飼料基盤の拡大に見合う飼養規模の拡大が図られる ・担い手農家への飼料生産基盤の集積(作業受託を含む)が図られる
事業内容や実施体制等	コスト縮減に配 慮した計画となっ ている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されてる ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「畜舎建築コストガイドライン」に即した整備水準である ・「たい肥舎等建築コストガイドライン」に即した整備水準である
	事業費の経済性 ・効率性が確保さ れている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について、経済性等適切な比較検討が行われている

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施	関係市町村や 受益農家に対し、 事業計画の内容 や負担金等につ いて十分な説明 を行い理解を得 ている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られている ・補助残の融資について関係機関で調整が行われている ・事業を実施する土地の権利調整が行われている ・事業参加経営体(公共牧場を含むとともに公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む)の意向が十分に反映された計画となっている
体制等	営農面での体 制が整っている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画する営農支援体制が整備 されている ・安定的な集出荷・販路等組織体制が確保されている ・草地、施設等に係る管理組織等が整備されている
	農業振興に関 する計画との整 合が図られてい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町村計画)の酪農経営又は 肉用牛経営の改善目標との整合が図られている ・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域である又は農振農用地区域への編入手続を了することが確実である
	地元の事業推 進体制が整って いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政、農協等の担当部局が明確である ・周辺住民の同意が得られているか又は得られる見込みである
	関連する他事 業との調整が図 られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する他事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整が図られている
	その他農業農村 に関する施策との 調整が図られてい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・地域農業マスタープラン(地域別振興アクションプラン等を含む)と調整が図られている

チェックリスト判定基準表 (畜産基盤再編総合整備事業)

項目	判 定 基 準
1 事業の必要性 が明確であるこ と (必要性)	次の条件を満たすこと ・市町村酪肉近代化計画が策定されているか、又は策定されることが確実と見込まれること ・市町村飼料増産推進計画が策定されているか、又は策定されることが確実と見込まれること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されているか、又は策定することが確実であると見込まれること
2 技術的可能性 が確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道 府県の技術指標に適合した技術であること ・新技術を導入する場合は、県、市町村等の機関の指導・協力体制が 整っていること
3 事業の効率性 が十分見込まれ ること (効率性)	次の条件を満たすこと ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか、又は整備されることが確実と見込まれること ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること
4 農家負担の可能性が十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され(見込み含む) その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和 に配慮している こと	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られる
6 事業の採択要 件を満たしてい ること	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・畜産基盤再編総合整備事業実施要綱及び畜産基盤再編総合整備事業 実施要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する	畜産経営の生 産性の向上、安 定的・持続的 発展が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとの経営規模(飼料基盤面積、飼養頭数等)の拡大が図られる ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとの作業効率が向上し、省力化が図られる ・集積等土地活用が図られる ・後継者の確保が見込まれる(公共牧場にあっては、経営の安定的発展)
目標(有効性	自給飼料生産 基盤の拡大並び に飼料自給率の 向上が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体ごとに飼料自給率(公共牧場の整備を行う場合 にあっては、地域の飼料自給率)の向上が見込まれる ・地域において飼料作物の作付面積の拡大が図られる ・総事業費に占める基本施設整備の事業費割合が高い
)	畜産主産地の 生産体制等の整 備が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・生産組織の育成、整備が図られる計画である ・畜産物の集出荷・加工施設等地域の活性化施設が整備される ・大家畜飼養頭数の増加が見込まれる
	草地に立脚した生産性の高い経営体群の育成 又は中山間地域の活性化が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・耕作放棄地等の畜産的活用が見込まれる ・中山間地域における具体的な活性化構想等がある ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとに施設整備費に比べて、 草地造成・整備費に係る事業費割合が高い
事業内容や実施体制等	コスト縮減に 配慮した計画と なっている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されてる ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「畜舎建築コストガイドライン」に即した整備水準である ・「たい肥舎等建築コストガイドライン」に即した整備水準である
	事業費の経済 性・効率性が確 保されている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について、経済性等適切な比較検討が行われている

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体	関係市町村や受益農 家に対し、事業計画の 内容や負担金等につい て十分な説明を行い理 解を得ている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られている ・補助残の融資について関係機関で調整が行われている ・事業を実施する土地の権利調整が行われている ・事業参加経営体(公共牧場を含むとともに公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む)の意向が十分に反映された計画となっている
制 等	営農面での体制が整 っている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画する営農支援体制が整備 されている ・安定的な集出荷・販路等組織体制が確保されている ・草地、施設等に係る管理組織等が整備されている
	農業振興に関する計 画との整合が図られて いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町村計画)の酪農経営又は 肉用牛経営の改善目標との整合が図られている ・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域であ るか又は農振農用地区域への編入手続を了することが確実であ る
	地元事業推進体制が 整っている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政、農協等の担当部局が明確である ・周辺住民の同意が得られているか又は得られる見込みである
	関連する他事業との 調整が図られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する他事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整が図られている
	その他農業農村に関する施策との調整が図られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・地域農業マスタープラン(地域別振興アクションプラン等を含む)と調整が図られている

項目	判 定 基 準
1 事業の必要性が 明確であること (必要性)	次の条件を満たすこと [共通] ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との整合性があること ・将来にわたり、畜産主産地として発展が期待される地域であること [資源リサイクル畜産環境整備事業(以下「リサイクル事業」という)]
	・家畜排せつ物等の地域資源リサイクルシステムが構築され、畜産 経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化が図られること [草地畜産活性化環境整備事業(以下「活性化事業」という)] ・公共牧場等が有する緑資源の多面的機能を活用することにより、地 住民等の健保養等の増進、都市住民との交流拠点の整備が図られ、 更に地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化 が図られること
2 技術的可能性が確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、気象等を考慮し、無理なく実現可能な施設配置計画となっていること ・草地開発整備事業計画設計基準及び堆肥化施設設計マニュアル等に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技 術であること ・受益者の技術に適合した計画であり、施設等を管理運営する上で、過度な作業・知識等が要求されないこと ・施設・機械等の規模決定根拠が適切であること ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること
3 事業による効果 が十分見込まれる こと (効率性)	次の条件を満たすこと [共通] ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか又は整備されることが確実と見込まれること [リサイクル事業] ・家畜排せつ物の野積み・素掘りが解消され、経営の安定化が見込まれること [活性化事業] ・地域の活性化が図られることが見込まれること
4 受益者負担の可能性が十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担能力からみて過大とならないこと ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され(見込み含む) その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に 配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境 との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること
6 事業の採択要件 を満たしているこ と	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・畜産環境総合整備事業実施要綱及び畜産環境総合整備事業実施要領 に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標	畜産経営の 安定的・持続 的な発展が図 られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・作業効率が向上し、省力化が図られ、ゆとりある経営が可能となる ・経営規模(飼料基盤面積、飼養頭数等)の拡大が図られる ・家畜排せつ物還元用草地等生産基盤の造成整備により、飼料作物 等の増産が図られる
9る目標(有効性)	を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	[リサイクル事業] 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・環境関連法令、条例による規制に適合している ・草地等の造成整備と家畜排せつ物処理施設整備を一体的に実施し、 造成整備された草地等にたい肥が還元される ・耕種農家を含めた地域のたい肥利用体制が整備される ・周辺地域の生活環境に配慮した整備が図られる ・生ゴミ等の家畜排せつ物以外の地域有機質残さを含めたリサイクル システムが構築される [活性化事業]
	域の生活環境 の改善及び地 域社会の活性 化が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・都市住民等牧場訪問者の増加や、地域住民との交流等により、地域 活性化が見込れる ・草地等緑資源の活用により地域住民等の保健保養・情操教育の増進 が図られる
事業内容や実施	コスト縮減 に配慮した計 画となってい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されている ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「たい肥舎等建築(畜舎建築含む)コストガイドライン」に則した 整備水準である
施体制等	事業費の経 済性・効率性 が確保されて いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について経済性等適切な比較検討を行っている
	施設の維持 管理面での体 制が整ってい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画した営農支援体制が整備されている ・各種メンテナンス体制が確立されている
	農業振興に 関する計画と の整合が図ら れている	・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域であるか 又は農振農用地区域への編入手続きを了することが確実である

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制	用地利では 明権利で のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは ので	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農地転用、国有林活用等各種法令に基づく協議を了している、又はその見込みがある ・事業実施について地元住民等との協議(合意、同意)を了している、又はその見込みがある
制等	地元の事業推 進体制が整って いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政・農協等の担当部局が明確になっている
	関連する他事 業との調整が図 られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整等が図られている
	その他農業農村に関する施策 との調整が図られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となって いる ・地域農業マスタープラン(地域別振興アクションプラン等を含む) と調整が図られている

チェックリスト判定基準表(基盤整備促進事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のため に本事業を実施する必要性が認められること
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3.事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	費用便益比 1.0 または事業費所得指数 基準指数 上記によりがたい場合は、定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見 込まれること
4.地元負担の可能性が十分 であること。(公平性)	所得償還率 0.4または事業費所得指数 基準指数 上記によりがたい場合は、受益農家、市町村の負担金に ついて同意が得られていること
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること

チェックリスト判定基準表 (基盤整備促進事業)

優先配慮事項については、基幹となる工種が該当する県営事業の優先配慮事項を使用することとする。

チェックリストの種類は、経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業の3種とする。

チェックリスト判定基準表 (草地畜産基盤整備事業)

項目	判定基準
1 事業の必要性が 明確であること (必要性)	次の条件を満たすこと ・市町村酪肉近代化計画が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること ・市町村飼料増産推進計画が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること
2 技術的可能性が 確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道 府県の技術指標に適合した技術であること ・新技術を導入する場合は、県、市町村等の機関の指導・協力体制が 整っていること
3 事業の効率性が 十分見込まれるこ と (効率性)	次の条件を満たすこと ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか又は整備されることが確実と見込まれること ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること
4 農家負担の可能 性が十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され(見込み含む) その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られる
6 事業の採択要件 を満たしているこ と	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・農用地開発事業実施要綱及び草地開発整備事業実施要領(担い手育成草地整備改良事業にあっては、同事業実施要綱及び要領)に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する	畜産経営の生 産性の向上、安 定的・持続的発 展が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとの経営規模(飼料基盤面積、飼養頭数等)の拡大が図られる ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとの作業効率が向上し、省力化が図られる ・後継者の確保(公共牧場にあっては、経営の安定的発展)が見込まれる
9目標(有効性)	自給飼料生産基 盤の拡大並びに飼 料自給率の向上が 図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体ごとに飼料自給率(公共牧場の整備を行う場合 にあっては、地域の飼料自給率)の向上が見込まれる ・事業実施により、飼料の収量増加又は作付面積の拡大が図られ る ・総事業費に占める基本施設整備の事業費割合が高い
	担い手農家の育 成、経営規模の拡 大が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体に占める担い手農家(認定農業者等)の割合が高い ・飼料基盤の拡大に見合う飼養規模の拡大が図られる ・担い手農家への飼料生産基盤の集積(作業受託を含む)が図られる
事業内容や実施体制等	コスト縮減に配 慮した計画となっ ている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されてる ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「畜舎建築コストガイドライン」に即した整備水準である ・「たい肥舎等建築コストガイドライン」に即した整備水準である
	事業費の経済性 ・効率性が確保さ れている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について、経済性等適切な比較検討が行われている

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施	関係市町村や 受益農家に対し、 事業計画の内容 や負担金等につ いて十分な説明 を行い理解を得 ている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られている ・補助残の融資について関係機関で調整が行われている ・事業を実施する土地の権利調整が行われている ・事業参加経営体(公共牧場を含むとともに公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む)の意向が十分に反映された計画となっている
体制等	営農面での体 制が整っている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画する営農支援体制が整備 されている ・安定的な集出荷・販路等組織体制が確保されている ・草地、施設等に係る管理組織等が整備されている
	農業振興に関 する計画との整 合が図られてい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町村計画)の酪農経営又は 肉用牛経営の改善目標との整合が図られている ・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域である又は農振農用地区域への編入手続を了することが確実である
	地元の事業推 進体制が整って いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政、農協等の担当部局が明確である ・周辺住民の同意が得られているか又は得られる見込みである
	関連する他事 業との調整が図 られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する他事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整が図られている
	その他農業農村 に関する施策との 調整が図られてい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・地域農業マスタープラン(地域別振興アクションプラン等を含む)と調整が図られている

チェックリスト判定基準表 (畜産基盤再編総合整備事業)

項目	判 定 基 準
1 事業の必要性 が明確であるこ と (必要性)	次の条件を満たすこと ・市町村酪肉近代化計画が策定されているか、又は策定されることが確実と見込まれること ・市町村飼料増産推進計画が策定されているか、又は策定されることが確実と見込まれること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されているか、又は策定することが確実であると見込まれること
2 技術的可能性 が確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道 府県の技術指標に適合した技術であること ・新技術を導入する場合は、県、市町村等の機関の指導・協力体制が 整っていること
3 事業の効率性 が十分見込まれ ること (効率性)	次の条件を満たすこと ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか、又は整備されることが確実と見込まれること ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること
4 農家負担の可能性が十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され(見込み含む) その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和 に配慮している こと	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られる
6 事業の採択要 件を満たしてい ること	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・畜産基盤再編総合整備事業実施要綱及び畜産基盤再編総合整備事業 実施要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する	畜産経営の生 産性の向上、安 定的・持続的 発展が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとの経営規模(飼料基盤面積、飼養頭数等)の拡大が図られる ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとの作業効率が向上し、省力化が図られる ・集積等土地活用が図られる ・後継者の確保が見込まれる(公共牧場にあっては、経営の安定的発展)
目標(有効性	自給飼料生産 基盤の拡大並び に飼料自給率の 向上が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体ごとに飼料自給率(公共牧場の整備を行う場合 にあっては、地域の飼料自給率)の向上が見込まれる ・地域において飼料作物の作付面積の拡大が図られる ・総事業費に占める基本施設整備の事業費割合が高い
)	畜産主産地の 生産体制等の整 備が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・生産組織の育成、整備が図られる計画である ・畜産物の集出荷・加工施設等地域の活性化施設が整備される ・大家畜飼養頭数の増加が見込まれる
	草地に立脚した生産性の高い経営体群の育成 又は中山間地域の活性化が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・耕作放棄地等の畜産的活用が見込まれる ・中山間地域における具体的な活性化構想等がある ・事業参加経営体(公共牧場を含む)ごとに施設整備費に比べて、 草地造成・整備費に係る事業費割合が高い
事業内容や実	コスト縮減に 配慮した計画と なっている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されてる ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「畜舎建築コストガイドライン」に即した整備水準である ・「たい肥舎等建築コストガイドライン」に即した整備水準である
光施体制等	事業費の経済 性・効率性が確 保されている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について、経済性等適切な比較検討が行われている

	評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体	関係市町村や受益農 家に対し、事業計画の 内容や負担金等につい て十分な説明を行い理 解を得ている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られている ・補助残の融資について関係機関で調整が行われている ・事業を実施する土地の権利調整が行われている ・事業参加経営体(公共牧場を含むとともに公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む)の意向が十分に反映された計画となっている
制 等	営農面での体制が整 っている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画する営農支援体制が整備 されている ・安定的な集出荷・販路等組織体制が確保されている ・草地、施設等に係る管理組織等が整備されている
	農業振興に関する計 画との整合が図られて いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町村計画)の酪農経営又は 肉用牛経営の改善目標との整合が図られている ・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域であ るか又は農振農用地区域への編入手続を了することが確実であ る
	地元事業推進体制が 整っている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政、農協等の担当部局が明確である ・周辺住民の同意が得られているか又は得られる見込みである
	関連する他事業との 調整が図られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する他事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整が図られている
	その他農業農村に関する施策との調整が図られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・地域農業マスタープラン(地域別振興アクションプラン等を含む)と調整が図られている

項目	判 定 基 準
1 事業の必要性が 明確であること (必要性)	次の条件を満たすこと [共通] ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との整合性があること ・将来にわたり、畜産主産地として発展が期待される地域であること [資源リサイクル畜産環境整備事業(以下「リサイクル事業」という)]
	・家畜排せつ物等の地域資源リサイクルシステムが構築され、畜産 経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化が図られること [草地畜産活性化環境整備事業(以下「活性化事業」という)] ・公共牧場等が有する緑資源の多面的機能を活用することにより、地 住民等の健保養等の増進、都市住民との交流拠点の整備が図られ、 更に地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化 が図られること
2 技術的可能性が確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、気象等を考慮し、無理なく実現可能な施設配置計画となっていること ・草地開発整備事業計画設計基準及び堆肥化施設設計マニュアル等に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技 術であること ・受益者の技術に適合した計画であり、施設等を管理運営する上で、過度な作業・知識等が要求されないこと ・施設・機械等の規模決定根拠が適切であること ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること
3 事業による効果 が十分見込まれる こと (効率性)	次の条件を満たすこと [共通] ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか又は整備されることが確実と見込まれること [リサイクル事業] ・家畜排せつ物の野積み・素掘りが解消され、経営の安定化が見込まれること [活性化事業] ・地域の活性化が図られることが見込まれること
4 受益者負担の可能性が十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担能力からみて過大とならないこと ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され(見込み含む) その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に 配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境 との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること
6 事業の採択要件 を満たしているこ と	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・畜産環境総合整備事業実施要綱及び畜産環境総合整備事業実施要領 に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標(有効性)	畜産経営の 安定的・持続 的な発展が図 られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・作業効率が向上し、省力化が図られ、ゆとりある経営が可能となる ・経営規模(飼料基盤面積、飼養頭数等)の拡大が図られる ・家畜排せつ物還元用草地等生産基盤の造成整備により、飼料作物 等の増産が図られる
	を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	[リサイクル事業] 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・環境関連法令、条例による規制に適合している ・草地等の造成整備と家畜排せつ物処理施設整備を一体的に実施し、 造成整備された草地等にたい肥が還元される ・耕種農家を含めた地域のたい肥利用体制が整備される ・周辺地域の生活環境に配慮した整備が図られる ・生ゴミ等の家畜排せつ物以外の地域有機質残さを含めたリサイクル システムが構築される [活性化事業]
	域の生活環境 の改善及び地 域社会の活性 化が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・都市住民等牧場訪問者の増加や、地域住民との交流等により、地域 活性化が見込れる ・草地等緑資源の活用により地域住民等の保健保養・情操教育の増進 が図られる
事業内容や実施体制等	コスト縮減 に配慮した計 画となってい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されている ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「たい肥舎等建築(畜舎建築含む)コストガイドライン」に則した 整備水準である
	事業費の経 済性・効率性 が確保されて いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について経済性等適切な比較検討を行っている
	施設の維持 管理面での体 制が整ってい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画した営農支援体制が整備されている ・各種メンテナンス体制が確立されている
	農業振興に 関する計画と の整合が図ら れている	・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域であるか 又は農振農用地区域への編入手続きを了することが確実である

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等	用地利では 明権利で のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは ので	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農地転用、国有林活用等各種法令に基づく協議を了している、又はその見込みがある ・事業実施について地元住民等との協議(合意、同意)を了している、又はその見込みがある
	地元の事業推 進体制が整って いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政・農協等の担当部局が明確になっている
	関連する他事 業との調整が図 られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整等が図られている
	その他農業農 村に関する施策 との調整が図ら れている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となって いる ・地域農業マスタープラン(地域別振興アクションプラン等を含む) と調整が図られている

チェックリスト判定基準表(基盤整備促進事業)

【必須事項】

項目	判定基準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のため に本事業を実施する必要性が認められること
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3.事業の効率性が十分見込 まれること。(効率性)	費用便益比 1.0 または事業費所得指数 基準指数 上記によりがたい場合は、定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見 込まれること
4.地元負担の可能性が十分 であること。(公平性)	所得償還率 0.4または事業費所得指数 基準指数 上記によりがたい場合は、受益農家、市町村の負担金に ついて同意が得られていること
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること

チェックリスト判定基準表 (基盤整備促進事業)

優先配慮事項については、基幹となる工種が該当する県営事業の優先配慮事項を使用することとする。

チェックリストの種類は、経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業の3種とする。